

自然公園制度の概要

1 自然公園の目的

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国（県）民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する。

2 自然公園の区分

自然公園には、国立公園、国定公園及び県立自然公園の3種類があり、愛知県には、4つの国定公園と7つの県立自然公園が指定されている。区域面積は、県土の約17.2%を占めている。

公園種類	国立公園	国定公園	都道府県立自然公園
定義	我が国を代表するに足る傑出した自然の風景地	国立公園に準じる優れた自然の風景地	県内にある優れた自然の風景地
根拠法令	自然公園法	自然公園法	県立自然公園条例
指定手続	環境大臣が中央環境審議会の意見を聴き指定	環境大臣が関係都道府県の申出により、中央環境審議会の意見を聴き指定	知事が関係市町村の申出により、 <u>愛知県環境審議会の意見を聴き指定</u>
規模要件	原則として30,000 ha以上	原則として10,000 ha以上	定めはない
指定数（全国）	34	58	311
指定数（県内）	0	4	7

3 本県の自然公園の配置



4 公園計画について

自然公園ごとに公園計画を定め、その特性に応じた規制と利用を推進している。

(1) 規制に関する計画

区域区分を定め、それぞれの区分に応じた行為規制を実施する。

区分		行為の規制概要
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区（県立自然公園には制度がない）	工作物の新築、土地の形状変更等、 <u>原則不許可</u>
特別地域	第1種	特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域
	第2種	第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域
	第3種	通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
普通地域	特別地域と一体的に風景の保護を図ることが必要な地域	事前に <u>届出が必要</u>

(2) 施設に関する計画

公園事業として施設の整備等を実施する。

- ・利用のための施設・・・園地、野営場、宿舎、展望施設、道路（車道、歩道）、駐車場、運輸施設、給水施設、博物館、公衆便所等
- ・保護のための施設・・・植生復元施設、自然再生施設等（本県には存在しない）

5 自然公園の指定及び見直しの状況

自然公園をとりまく自然的・社会的条件の変化に対応するため、点検調査や、国や市町村等の調整等を行い、定期的に見直しを実施している。

	公園名	指定年月日	再検討年月日	点検年月日
国定公園	三河湾	昭和 33. 4. 10	平成 2. 9. 6	東部地区（渥美、蒲郡地区） 平成 10. 10. 28 西部地区（知多地区） 平成 16. 2. 27 乗り入れ規制地区の指定 平成 18. 1. 19 点検（単独施設の追加） 平成 18. 12. 26
	飛騨木曾川	昭和 39. 3. 3	昭和 63. 11. 11	平成 18. 12. 26
	天竜奥三河	昭和 44. 1. 10	平成 7. 12. 11	平成 25. 2. 28
	愛知高原	昭和 45. 12. 28	昭和 63. 11. 11	平成 22. 10. 26
県立自然公園	渥美半島	昭和 43. 5. 1	平成 10. 10. 28	
	南知多	昭和 43. 5. 1	平成 16. 2. 27	
	段戸高原	昭和 44. 3. 14	平成 16. 12. 24	
	振草渓谷	昭和 44. 3. 14	平成 13. 10. 9	令和 3 年度内予定
	本宮山	昭和 44. 3. 14	平成 2. 5. 7	平成 26. 3. 25
	桜淵	昭和 44. 3. 14	昭和 63. 4. 22	平成 16. 12. 24
	石巻山多米	昭和 44. 3. 14	平成 3. 4. 8	平成 28. 3. 15

※「再検討」：指定後初めての見直し 「点検」：再検討が終了した公園の見直し

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 愛知県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地（国定公園の区域を除く。）であつて、知事が第四条の規定により指定するものをいう。
 - 二 公園計画 愛知県立自然公園（以下「県立自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
 - 三 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。
 - 四 生態系維持回復事業 公園計画に基づいて行う事業であつて、県立自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。
- （財産権の尊重及び他の公益との調整）

第三条 省略

第二章 指定、公園計画及び公園事業

（指定）

第四条 県立自然公園は、知事が、関係市町村の申出により、愛知県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 知事は、県立自然公園を指定する場合には、その旨及びその区域を公示しなければならない。

3 県立自然公園の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

（指定の解除及び区域の変更）

第五条 知事は、県立自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、関係市町村及び審議会の意見を聴かなければならない。ただし、その区域を拡張する場合には、関係市町村の申出によらなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（公園計画の決定）

第六条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

（公園計画の廃止及び変更）

第七条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第二項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

（公園事業の決定、廃止及び変更）

第八条 公園事業は、知事が決定する。

2 知事は、重要と認める公園事業を決定し、廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、公園事業を決定し、廃止し、又は変更したときは、その概要を公示しなければならない。

以下、省略